

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|----------------------|---|--------------------|------------------|--------------|-----|------|
| 施策名 | 安全・安心な社会づくり（医療体制の整備） | | | 所管部局課名 | 健康福祉部健康局医務課 | | | | |
| 事業名 | 看護職員臨床技能向上推進事業 | | | 担当者電話番号 | 看護指導係 078-362-3251 | | | | |
| 事業目的 | <p>専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより、県民の24時間、365日の安全・安心を確保する。</p> <p>専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成することにより医師の負担を軽減する 認定看護師教育課程修了者がリーダーとなり他の看護職員等の資質向上を担う</p> | | | | | | | | |
| 事業内容 | 皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程等の実施 | | | | 事業開始年度 | 平成20年度 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成20年度決算額 | | 平成21年度当初予算額 | | 平成22年度当初予算額 | | | |
| | 事業費 | (0千円) 4,210千円 | | (0千円) 8,420千円 | | (0千円) 9,450千円 | | | |
| | 人件費 | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 0千円 | 従事人員 0.0人 | | |
| | 総コスト (+) | 4,210千円 | 従事人員 0.0人 | 8,420千円 | 従事人員 0.0人 | 9,450千円 | 従事人員 0.0人 | | |
| 事業の目標 | 専門的な知識や技術をもつ質の高い看護師を養成する | | | [目標設定理由]県民の安心・安全の確保や医師の負担軽減には、高い看護実践能力をもつ看護職員が必要であるため | | | | | |
| | 認定看護師教育課程修了者が研修講師等を行い、他の看護職員に対し知識や技術を普及する | | | [目標設定理由]県内の看護職員の資質向上を図るため | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 20年度実績 | 21年度見込み | 22年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H20 | H21 | H22 |
| | 認定看護師教育課程修了者数 | 30人 60人 90人 | 20年度 21年度 22年度 | 28 (0千円) | 34 (0千円) | 90 (0千円) | 93% | 57% | 100% |
| 評価結果 | 必要性 | 兵庫県地域ケア体制整備構想において、在宅医療を必要とする高齢者数が30年後には88,000人から199,000人（約2.3倍）になると推計されており、24時間、365日の安全・安心の確保のためには、高い看護実践能力をもつ看護師の養成が必要である。また、県下の看護職員の資質向上を図るためにも講師やリーダーとなれる資質の高い看護師養成が必要である。 | | | | | | | |
| | 有効性 | 皮膚・排泄ケア認定看護師及び訪問看護認定看護師は、年齢や疾患、療養場所を限定することなく、多くの対象者に対して貢献でき、他の看護職種等に対しても知識・技術を普及することができるため有効性は高い。また認知症看護認定看護師は、今後増加すると推計されている認知症患者とその家族を支える重要な役割を担う。さらに、専門的技術を活かし医師の負担軽減にもつながる。 | | | | | | | |
| | 効率性 | 受講料を補助して他府県に派遣した場合、旅費の負担増に加え、受入数により年間に養成できる人数に限られるが、県で養成した場合は一定数確保することができるため、効率的である。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 看護職の職能団体として資質向上に貢献しており、認定看護師養成機関として認定されている兵庫県看護協会に事業を委託し、実施している。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 委託先である兵庫県看護協会が受講者から受講料を徴収し、認定看護師養成課程を運営している。受講者は養成課程修了後、認定看護師として業務を行うことができる。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | |
| 説明 | 県として、専門的技術をもつ質の高い認定看護師の養成は重要性が高く、特に在宅医療の充実が課題であるため、皮膚・排泄ケア認定看護師及び訪問看護認定看護師養成に加え、認知症認定看護師養成を拡充する。 | | | | | | | | |